

(姫路)

古網干遺跡は、姫路市の西部を流れる、播磨の主要河川の一つである揖保川によって形成された自然堤防上に立地し、標高は概ね1mである。遺跡から河川に沿って約7km北へ行くと、福田片岡・福田天神・宝林寺北遺跡などが所在する。更に6km程北へ向かうと、嘉吉の乱で知られる城山城がある。古網

兵庫・古網干遺跡  
ふるあぼし

- 1 所在地 兵庫県姫路市網干区余子浜字古網干
- 2 調査期間 一九九八年度調査 一九九八年(平10)九月～一九九九年三月
- 3 発掘機関 姫路市教育委員会
- 4 調査担当者 森 恒裕・中川 猛
- 5 遺跡の種類 集落跡(港津)
- 6 遺跡の年代 一二世紀後半～一六世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

干遺跡はこれらの遺跡のある、揖保川水系の出入口に所在する。また遺跡周辺には条里型地割がよく残っている。

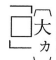
調査は土地区画整理事業に伴って一九九七年度から実施し、道路予定部分の発掘調査を行なっている。試掘調査の結果によると、遺跡の範囲はほぼ字古網干地内に限られる。一五世紀代の遺構面を二面、一二世紀後半から一六世紀に至る包含層を五層確認した。検出した遺構は、掘立柱建物・井戸・溝状遺構・土坑・柱穴などである。いずれの遺構面、包含層からも遺物が大量に出土している。遺物は中国製陶磁器、国内各地の陶磁器などで構成され、在地の土器の占める割合が、搬入土器に比べて低いのが特徴である。遺跡の位置、遺物などから、港津に伴う集落と考えられる。また字名が示唆するように、現在の網干の前身の集落である可能性もある。

木簡は井戸SE〇一と三層の包含層から出土した。(1)～(9)は一五世紀中頃の第一遺構面から掘り込まれた、井戸SE〇一から出土した。SE〇一は調査区のほぼ中央に位置し、直径4mを測る円形の掘形をもつ。井側は円形縦板組で二段に構成され、涌水層に桶を置く構造である。井戸内の埋土は大きく三層に分けられる。遺構検出面から二〇cmの黄褐色土を経て、暗褐色粘土が約1m堆積し、暗青灰色の砂層に至る。

木簡が出土したのは、暗褐色粘土からである。木簡の他に箸状木製品・土師器・漆器・動植物遺存体・貝類などが大量に含まれてい

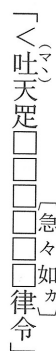
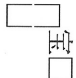


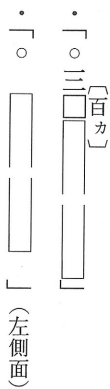




た。また木簡の削屑が一〇五点出土している。いずれも細片であるため、釈読できるものが少ない。一点のみ釈文をあげた。これらの遺物は、井戸の廃棄に伴うものと考えられる。但し、木簡(1)は黄褐色土と暗褐色土の境で、羽子板と共に検出されたことから、井戸の廃棄に伴う何らかの祭祀に用いられた可能性がある。他にほぼ同じ構造の井戸を二基確認した。

次に(10)~(19)は、五層目(黒色粘土)の包含層から出土した。明確な遺構面としては検出できなかったが、南北に三五m分溝状遺構を確認した。この溝状遺構は一二世紀後半の比較的短期間に形成されたもので、幅1m深さ約四〇cmを測る。出土した遺物はいずれもローリングを受けておらず、近辺から投げ込まれたものと考えられる。但し、本調査においては同一時期の遺構面を確認することはできなかった。また遺物の多くは火を受けた痕跡が見られる。木簡は埋土中から他の遺物とともに検出された。また墨書は認められないが、卒塔婆状に頭部を加工した木製品が八点出土した。

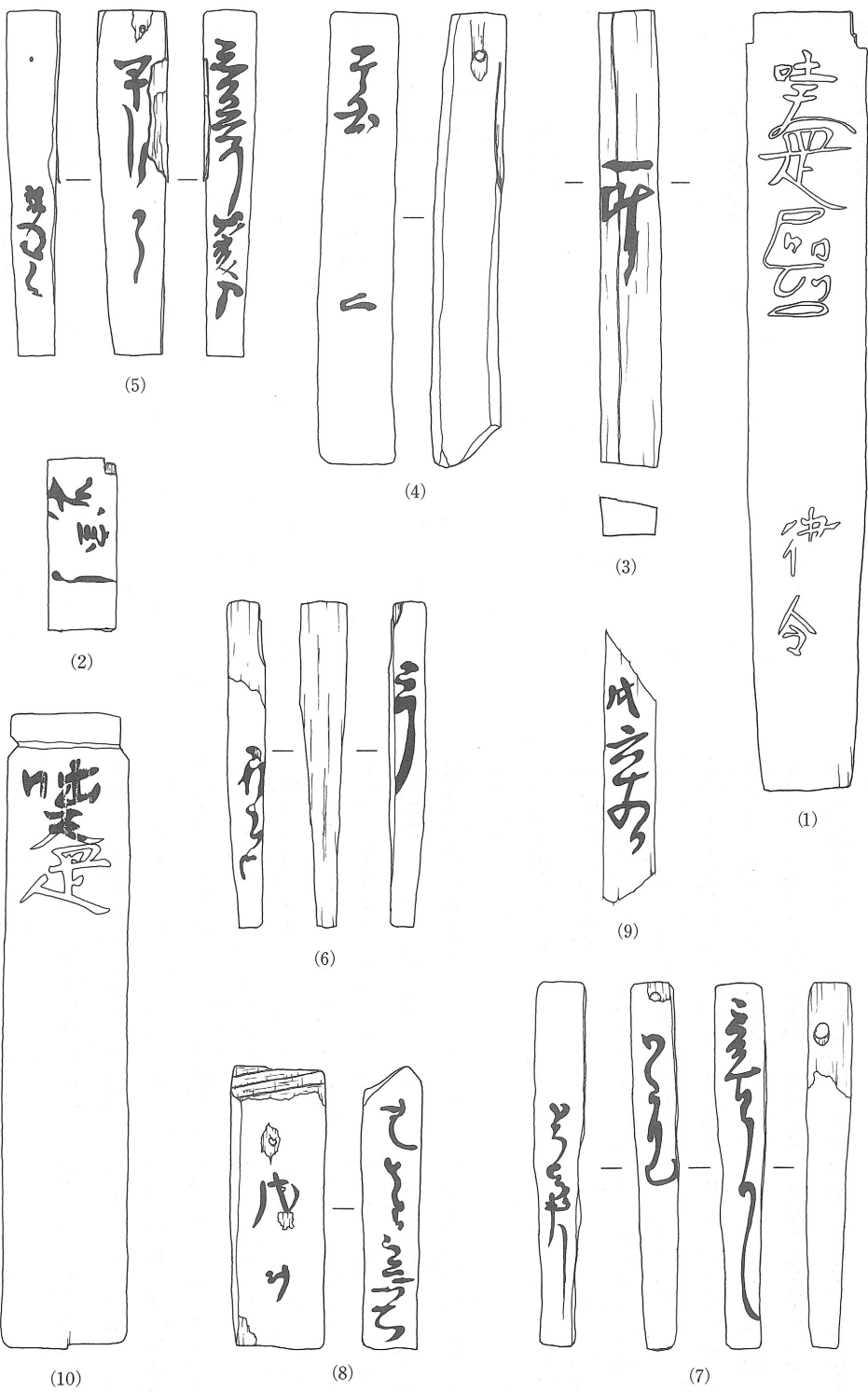
(20)は、上から二層目(黄褐色土)の包含層から、(21)は三層目(灰黄色土)の包含層から出土した。なお三層目の包含層からは、と書かれた墨書土器が出土している。また四層目(暗青灰色土)の包含層からは、底部外面に花押の書かれた須恵器碗が出土した。

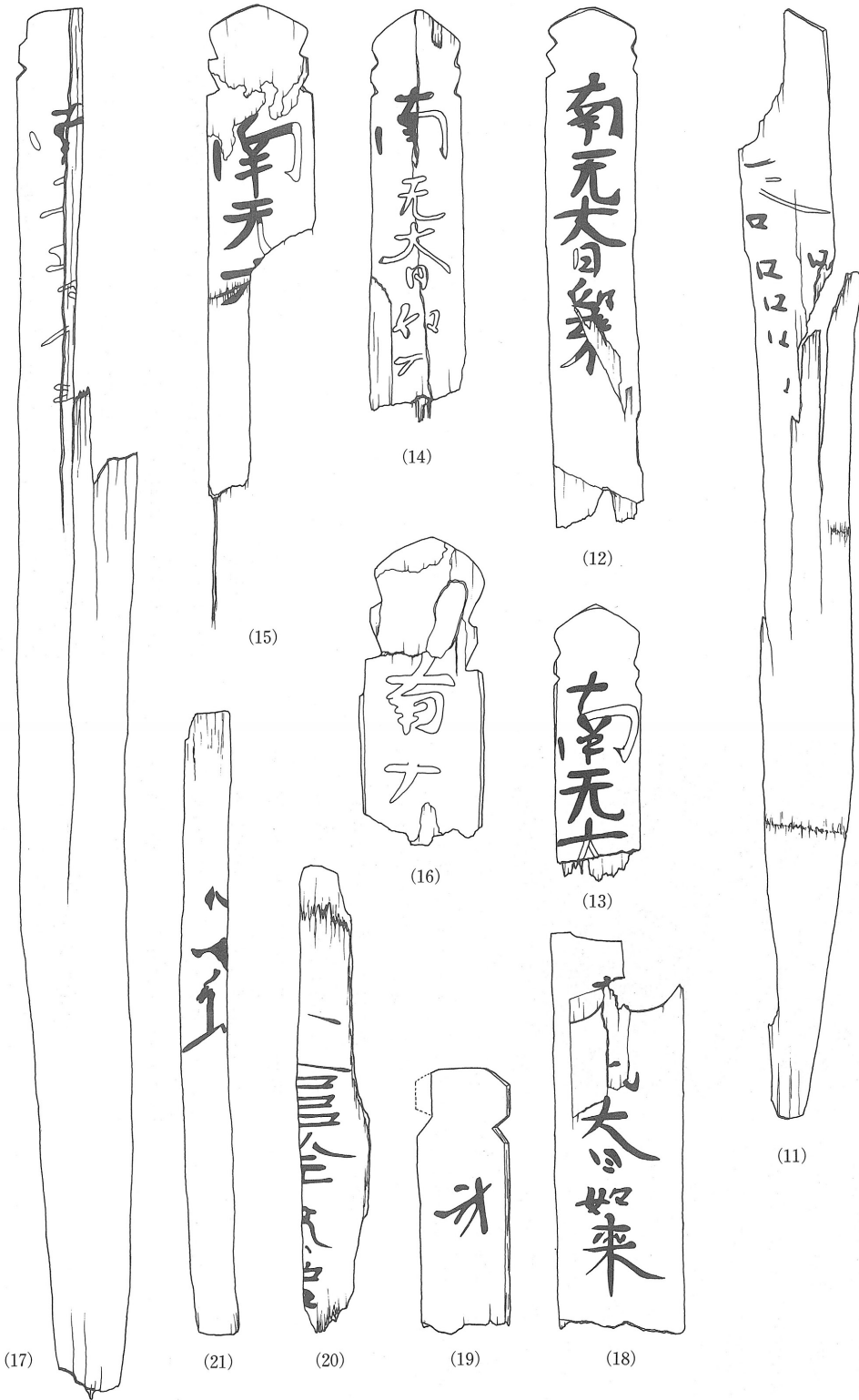
8 木簡の釈文・内容

SE01

- |     |   |                   |
|-----|---|-------------------|
| (1) |  | 219×34×2.5 032    |
| (2) |  | (18)×(48.5)×2 081 |
| (3) |    | 128×16×11.2 011   |
| (4) |    | 126.5×19×16.2 015 |
| (5) |    | 96.2×19×13.1 011  |
| (6) |    | 91.5×12.5×9.5 011 |
| (7) |    | [左側面]             |
| (8) |    | 102×13×11 015     |
| (9) |    | 78.9×25.5×15 015  |







様である。(19)は上端左右に切り込みを入れている。(20)は断片で、ほぼ半裁されているため判読はできなかった。しかし、字体などから呪符である可能性が高い。(21)は右半分を欠損している。

釈読にあたっては、兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示を得た。釈読は現在も継続中で、補訂の余地があることを申し添えておく。

(中川 猛)